

川崎市審議会等の会議の公開に関する  
条例の整備について

答 申

平成16年5月

川崎市会議公開運営審議会

# 目 次

ま え が き .....	1
1 会議公開運営審議会、公文書公開運営審議会 及び個人情報保護運営審議会の統合（条例第11条関係）.....	3
2 施行状況の報告及び公表規定の整備（条例第12条関係）.....	3
3 非公開とすることができる会議規定の整備（条例第5条関係）.....	4
4 その他の審議内容	
（1）電子機器を活用した会議開催への対応 .....	5
（2）市長の制度運営等に関する調整権限規定の整備 .....	6

## 資 料

1 (仮称)統合的情報公開制度運営審議会の概要案 [運営審議会の統合].....	9
2 川崎市長からの諮問書 .....	10
3 川崎市会議公開運営審議会委員名簿 .....	11
4 川崎市会議公開運営審議会における審議経過 .....	12

## ま え が き

川崎市では、市民の知る権利を保障し、市政に対する関心と参加を促して、開かれた市政の実現をより一層推進するために、公文書公開制度、個人情報保護制度、情報提供制度、資産公開制度及び会議公開制度からなる統合的情報公開制度の整備・充実に努めている。

その一つである会議公開制度は、審議会等の会議を公開し、市の政策形成に関する審議過程を明らかにすることにより、市民の知る権利を確保し、市政に対する市民の理解を深めるとともに、会議を公正に運営して市の政策形成を適正かつ民主的に行うことを指向して、平成11年4月1日全国ではじめて単独の条例により実施された。

その後、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)の施行に伴い、平成12年12月に「審議会等の会議の公開に関する条例の整備に関する意見書」を提出し、川崎市では条例の一部を改正し、平成13年4月1日から施行した。

この間、川崎市において、会議公開制度は各実施機関の協力のもと問題なく運営されてきたが、業務IT化による「電子市役所」の構築・推進、国における個人情報保護法制の制定、そして市民の情報公開や個人情報保護などに対する意識の高まりなど、統合的情報公開制度を取り巻く情勢は大きく変化してきている。

このような情勢の中、当審議会は、平成15年12月25日付けで、阿部孝夫・川崎市長から川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の整備について諮問を受けた。

この諮問は、平成15年9月に川崎市長が個人情報保護運営審議会に諮問をした個人情報保護制度の見直しに合わせて、会議公開制度において関連する制度内容についての整備がその主体とされており、当審議会ではこれを中心に審議しながらも、情勢の変化への対応を図るために必要な制度の見直しについても審議を行った。

本答申はこれらの審議結果をまとめたものであるが、同時に公文書公開運営審議会に対して公文書公開制度の見直しが諮問されており、審議事項の中で会議公開制度、公文書公開制度及び個人情報保護制度の各制度に共通する項目については、各審議会の審議における貴重な意見を踏まえ、相互に調整を図った上で、当審議会としての結論に至っていることを付言しておく。

限られた審議期間でありながら、会議公開の制度内容の整備をはじめ、将来的な高度情報通信社会における会議運営のあり方などについて、精力的に審議いただいた委員の皆様へ深く感謝申し上げる次第である。

川崎市においては、本答申を踏まえ、条例の整備に向けて速やかに取り組まれることを期待するものである。

平成16年5月21日

川崎市会議公開運営審議会  
会 長 宇都宮 深 志

1 会議公開運営審議会、公文書公開運営審議会及び個人情報保護運営審議会の統合（条例第11条関係）

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（以下「条例」という。）情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき設置されている各運営審議会については、より効率的かつ効果的な審議会の運営を図るため、その統合を図るとともに、統合的情報公開制度の充実等について、自らが提案できる機能を付与することが適当である。

（説明）

調査審議内容の充実化、組織の活性化、簡素化等の観点から各制度の個別条例に基づいて設置されている会議公開運営審議会、公文書公開運営審議会及び個人情報保護運営審議会を統合して、その所掌を情報公開制度に関する重要事項を総合的に調査審議することとし、これに併せて必要に応じて建議することができることとする。

なお、統合後の運営審議会の運営については、諮問事案に的確に対応できる運営方法や調査審議方法を検討することが必要であるとともに、IT関連などの専門的知識や経験を有する委員を構成要員とすることが望ましい。

2 施行状況の報告及び公表規定の整備（条例第12条関係）

条例の施行状況の報告及び公表については、実態に合わせた規定の整備を図り、市長が各実施機関の施行状況を取りまとめて、これを公表する手続方法に改めることが適当である。

また、施行状況の公表については、より速やかな実施に努めるとともに、更に様々な広報媒体を活用することを要望する。

（説明）

現行条例の規定では、各実施機関がその定めるところにより、運営状況の議会

報告及び公表を行うこととされているが、これを実態に合わせ、市長の責務とし、市長が各実施機関の条例の施行状況を取りまとめ、公表する規定に整備することが適当であり、公文書公開制度及び個人情報保護制度における関係規定の整備との整合性を図る観点からも必要と考える。

市の重要な施策の運用結果について、市民を代表する議会へ報告することは、民主主義の根幹をなす手続きであり、施行状況の議会への報告は、引き続きそれぞれの条例規定に基づき行うこととなる。しかしながら、行政情報の迅速な公表は、市民の要望や市政への理解、協力そして市政の透明性の確保にとって必要であり、また、施行状況は前年度の制度実施状況としての事実の概要であることから、公表はより速やかに実施されるべきものとする。

なお、公表の手段については、市ホームページへの掲載など様々な広報媒体を活用し、市民に対する制度内容の一層の周知を図っていくことが望ましい。

### 3 非公開とすることができる会議規定の整備（条例第5条関係）

情報公開法の改正に伴い、非公開とすることができる会議の規定の整備を図ることが必要である。

#### （説明）

現行条例においては、個人に関する事項、法人に関する事項、審議、検討又は協議に関する事項など審議等の内容により、非公開とすることができる会議の範囲（非公開事項）を定めている。

会議公開制度におけるこの非公開事項は、国の情報公開法における不開示事由の規定から一部を引用しているが、今般、情報公開法が改正され、当該不開示事由の規定が整備されたことから、同様に規定の一部を引用している情報公開条例が整備されることに合わせて、非公開とすることができる会議の規定について、所要の整備を図ることが必要である。

今後、このような文言の整備など制度改正に及ばない条例の整備は、審議会の議を経ずに速やかに行うこととされたい。

## 4 その他の審議内容

### (1) 電子機器を活用した会議開催への対応

IT社会の進展に合わせて、川崎市では電子市役所の構築、推進を実施しており、この一環として、市民からの意見集約や情報収集を図り、これを事業の実施に反映させる方策を検証するため、市ホームページ上に電子市民会議室を試行的に設置している。

この電子市民会議室は、その設置目的や開催形態などから会議公開制度の対象ではないが、当審議会では、今後ともIT社会がますます進展していく中、会議公開制度の対象とされる審議会等において、電子機器を利用した会議が開催される可能性や、その場合における条例の整備を検討する必要性について審議を行った。

電子機器を利用した会議としては、テレビ電話など音声と画像による会議、インターネット通信画面上での文字による会議など、同一場所や同一時刻に捕われずに、現行の直接対面方式による会議とは異なる形態、方法により開催されることが予想される。

教育現場や企業などの一部では、電子機器を利用した講義や会議が既に実施されているが、現在他都市においては、費用対効果や法令上などの問題から、附属機関やこれに準ずる審議会等では電子機器を利用した会議は実施されていないようである。

また、市政の重要事項を調査、審議するにあたり、委員が一堂で直接対面することなく電子機器を媒体にして、実質的な議論を継続して行うことが可能であるのか、そのような会議形態が審議会等に馴染むものか、などについても疑問が生じるところである。

そのため、審議会等においては、電子機器が会議の補助的、補完的な分野では今後ますます活用されていくものと思われるが、電子機器を媒体にした会議そのものが主体として開催されることはなく、今後とも当分の間、現行の直接対面方式による会議開催が継続されると考える。

しかしながら、審議会等において、電子機器を利用した会議を開催することを想定した場合において、会議公開制度の目的を実現するための、会議の傍聴、会議資料の提供、会議録写しの閲覧などが保障されるべきことは述べるまでもない。

いずれにしても、現時点においては、電子機器を利用した会議が如何なる形

態や方法で開催されるかについては判然としない状況であることから、将来的な課題として今後、行政内外における電子機器を利用した会議の実施状況やその開催形態、開催方法をはじめ、電子機器を利用した会議のメリット・デメリット、審議会等における調査、審議に電子機器媒体を利用することの実効性や適合性、審議会等の設置に関する規定との整合性、開催に伴う条例整備の必要性などについて、調査研究していくことが望ましい。

## (2) 市長の制度運営等に関する調整権限規定の整備

個人情報保護制度において市長の制度運営等に関する調整権限が必要である旨の答申がされたことから、会議公開制度におけるその必要性について審議を行った。

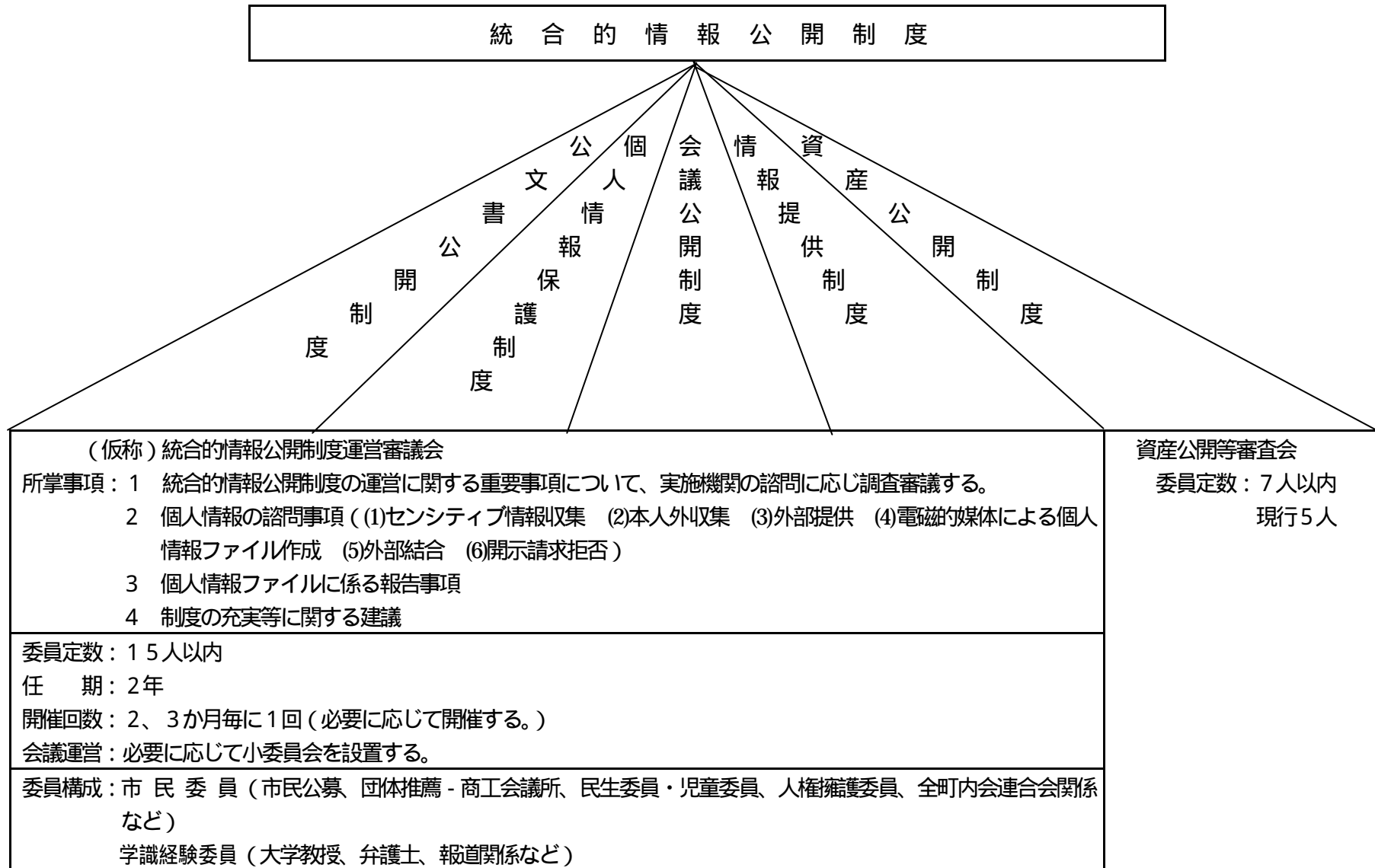
個人情報保護制度においては、行政が管理する個人情報の取扱い、市民からの個人情報保護に関する苦情処理及び民間事業者に対する指導など、広範で多様な施策の実施が求められており、個人情報保護制度全体の適正かつ統一的な運営を図るには、市長が必要に応じて各実施機関に対して、制度運営についての資料提出や説明を求め、また、意見を述べるなど積極的な調整権限規定の必要性が認められる。

しかし、会議公開制度においては、審議会等が会議を自主的に運営しており、実施機関が行う運営は、会議開催の事前公表、会議の傍聴手続き、会議資料の提供、会議録の作成、会議録写しの閲覧手続きなどであり、市長が実施機関の調整を要すべき事項は想定されないことから、市長の調整権限規定を積極的に新設する必要性はないものとする。

# 資 料



(仮称) 統合的情報公開制度運営審議会の概要案



(写)

15川総行情第731号  
平成15年12月25日

川崎市会議公開運営審議会会長 様

川崎市長 阿部孝夫

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の整備について(諮問)

本市の会議公開制度は、平成12年12月、貴会から情報公開条例の見直しに伴う「審議会等の会議の公開に関する条例の整備に関する意見」を受け、翌年3月に条例改正をし、より充実した制度の運営を行っているところです。

しかしながら新条例制定後のこの間、会議公開制度において引用している情報公開法の改正、電子市役所の実現に向けたシステムの構築、国における個人情報保護制度の開始に伴う本市個人情報保護制度の見直しなど会議公開制度に影響を及ぼす情勢の変化がありました。

したがって、これらの変化に対応し、会議公開制度のさらなる充実をめざした川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の整備について調査審議いただきたく、同条例第11条第2項の規定により諮問します。

1 諮問事項

- (1) 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の整備について
- (2) その他必要な事項

2 調査審議期間

平成16年3月目途

総務局情報管理部行政情報課  
情報公開担当  
電話 200-2108

## 川崎市会議公開運営審議会委員名簿

(任期：平成15年7月1日～平成17年6月30日)

(敬称略・五十音順)

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者	宇都宮 深 志	東海大学政治経済学部教授
	川 野 秀 之	玉川大学経営学部長
	北 村 喜 宣	上智大学法学部教授
	高 井 佳江子	弁護士(横浜弁護士会)
市民代表	岡 崎 チズル	かわさきチャイルドライン代表
	田 村 富 彦	市民公募委員
	増 井 幸 子	ハローウィメンズ110番電話相談員

：会 長

：副会長

## 川崎市会議公開運営審議会における審議経過

会 議	開 催 日 時	開催場所	主 な 審 議 事 項
第 1 回	平成 16 年 2 月 6 日 (金) 午前 10 時 ~	市役所第 3 庁舎 18 階第 1 会議室	川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の整備に係る諮問について  (1) 個人情報保護制度見直しに伴う整備について (2) 電子市役所の構築、推進に伴う整備について (3) 情報公開法の改正に準じた規定の整備について
第 2 回	平成 16 年 5 月 21 日 (金) 午前 10 時 ~	市役所第 3 庁舎 18 階第 1 会議室	答申案の審議・決定について